

VI . 資料（2）社会教育施策関連資料

（1） 文部科学省・中央教育審議会

・平成18年12月、「教育基本法」改正

生涯学習の理念や、社会教育を地方公共団体が奨励すべきだと明記された。また、家庭教育についてや、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力についての規定が新設された。

・平成20年2月、中央教育審議会¹「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（答申）」

学校・家庭・地域等との連携の重要性が高まる中、学校教育と社会教育とのより密接な連携が不可欠であることから、社会教育に関する事務については教育委員会が所管することが適当とされた。また、生涯学習の振興を図る行政（生涯学習振興行政）・社会教育行政がさらなる発展を遂げ、「生涯学習の理念」の実現に向けた取組が一層推進されるよう期待している。公民館は、①社会の要請に応じた学習活動の機会の量的・質的な充実に努め、その成果を地域の教育力向上にいかすこと、②地域における公共を形成するための拠点となることが求められるとされた。図書館は、地域の「知の拠点」と位置付けられた。

・平成20年7月、文科省「教育振興基本計画」策定（実施期間：H20～24年度）

教育基本法に基づき政府として初めて策定した計画。基本的方向として、①社会全体で教育の向上に取り組む。②個性を尊重にしつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる。③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える。④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する、とした。

・平成22年、社会教育法・図書館法・博物館法改正

地方公共団体が社会教育に関する任務を行うにあたっての努力義務として、生涯学習の振興に寄与することが追加。また、地域住民等が社会教育の学習成果をボランティア活動等によりいかしていくことがねらいとされた。

・平成25年1月、第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

従前の自前主義から脱却し、教育委員会のみならず市長部局、大学等高等教育機関、NPOはじめ民間団体、企業等との積極的・効果的連携を仕掛けること。また、住民と協働した取組を進めていくこととされた。

・平成25年6月、文科省「第2期教育振興基本計画」策定（実施期間：H25～29年度）

社会を生き抜く力の養成、未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティネットの構築、絆づくりと活力あるコミュニティの形成、から成る生涯の各段階を貫く教育の4つの基本的方向性を揚げた。

・平成25年12月、中教審「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」

学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について、「コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の活用を通じ、社会総がかりで学校教育の質を高めることが重要で」あり「今後は学校運営協議会を基盤とした、学校・家庭・地域の三者の協働体制の在り方を検討すべきである」。

¹ 文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べたり、文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる。

- ・平成 27 年 12 月、中教審「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」
 地域住民の自ら生活する地域を創っていく地域住民の「主体的な意識」への転換が必要であり、意識の醸成のためには地域住民が「学び」を通じて新たな関係を作り成長していくことが必要である。また、地方創生の観点からも、地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図り、「学校を核とした地域づくり」を推進していく視点を持つことが重要であると示された。
- ・平成 28 年 1 月、文部科学省「『次世代の学校・地域』創生プラン」策定
 地域と学校の連携・協働の推進に向け、必要な制度改正、体制・財政面の充実を図るとした。
- ・平成 29 年 3 月、文部科学省「次期学習指導要領」等策定
 新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。
- ・平成 29 年 3 月、社会教育法改正
 地域住民等が学校と協働して行う一定の活動を「地域学校協働活動」として位置付け、当該活動に係る連携協力体制を教育委員会が整備し、「地域学校協働活動推進員」（教育委員会が委嘱）について規定。
- ・平成 29 年 3 月、学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議における論点の整理「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
 環境の変化に対応した持続可能な社会教育システムの構築を目指すため、社会教育を取り巻く環境の変化を整理し、今後の社会教育行政や社会教育施設の在り方についての論点を整理。

（２） 兵庫県教育委員会

- ・平成 21 年 6 月、「ひょうご教育創造プラン」（兵庫県教育基本計画）策定（実施期間：H21～25 年度）
 「元気兵庫へ ころ豊かな人づくり—県民すべてがかかわる兵庫の教育の実現」の基調にもとづき基本理念をあげ、その理念を実現するための 6 つの教育施策の重点目標とめざすべき方向を示す。
 重点目標⑥「県民のだれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりを推進する」
- ・平成 23・24 年度、第 32 期兵庫県社会教育委員会議
 テーマ「豊かな人間関係を育む地域社会の創造に向けた社会教育のあり方～子どもから大人まで、生涯を通じて地域社会にかかわる～」にわたり審議され、平成 25 年 3 月、①社会教育を行う場の整備、②地域を支える人づくり、③人づくりのためのシステムの構築、という 3 つの視点で提言された。
- ・平成 26 年 3 月、「第 2 期ひょうご教育創造プラン」策定（実施期間：H26～30 年度）
 基本理念「兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり—学び、育て、支えるひょうごの教育—」の実現に向け、「子どもたちの学びを支える仕組みの確立」や「すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成」など 4 つの基本方針に沿って、第 32 期兵庫県社会教育委員会議審議報告で示された方向性の具体化に向けた施策に取り組む。
- ・平成 29 年度「ひょうごの教育」、「指導の重点」
 「第 2 期ひょうご教育創造プラン」の 4 つの基本方針に沿った単年度計画。

(3) 伊丹市、同教育委員会

- ・平成12年、「伊丹市総合計画（第4次）」策定（実施期間：H13～22年度）
「豊かな生活空間 人間性あふれる成熟社会を育む 市民自治のまち」を目指して推進。
- ・平成19年4月、「伊丹市教育ビジョン」（教育振興基本計画）策定（実施期間：H19～28年度）
教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」に位置付けた。
家庭・地域・社会教育については、①自発的な学習を支援する社会教育施設の整備、②文化財の保存・継承と活用、③生涯スポーツの推進、④家庭・学校園・地域等の協働による教育の推進、⑤今日的課題に対応した家庭・地域・社会教育の推進、していくとした。
- ・平成23年2月、「伊丹市総合計画（第5次）」策定（実施期間：H23～32年度）
「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる伊丹」を本市の将来像に掲げたまちづくりの指針。「市民が主体となったまちづくりの実現」を基本目標とし、市民をはじめ多様な主体が連携を一層深め、参画と協働を進めることを横糸、「健康・安心」「育ち・生きがい」「活力・にぎわい」「環境・うるおい」の4つの政策目標を縦糸に、真の協働のまちづくりをともに織り成し進めていこう、とする。
基本構想：長期的な展望に立ち、将来どのようなまちの姿を目指すのか
基本計画：基本構想の実現に向け、分野別のまちづくりを進めていくための取組を示す
実施計画：前期／H23～27年度 基本計画に位置付けた取組について具体的な事業を示す
後期／H28～32年度 同上
- ・平成27年4月、「伊丹市総合教育会議」設置
伊丹市長が招集し、伊丹市教育委員と会議を開催（3回／H27年度）
- ・平成27年6月、「伊丹市教育大綱」策定
「伊丹市総合計画（第5次）」の基本構想・基本計画のうち、教育に関する部分を位置付ける「基本大綱」と「重点大綱（特に重点的に取り組む事項）」で構成する。
- ・平成28年3月、「伊丹市第2次教育振興基本計画」（実施期間：H28～32年度）
「伊丹市教育大綱」の策定に合わせ、「伊丹市教育ビジョン」の9年目の検証・見直しを行い、大綱を実現させるための施策に関する基本的な計画として策定した。その具体的な事業内容については「伊丹市総合計画・後期事業実施5か年計画」をこれに充てる。
- ・平成29年度「伊丹の教育」〈取組方針と主要事業〉
本市が毎年作成している「行政評価報告書（事前評価編）」の教育委員会所管部分を「伊丹市教育事業実施計画」とし、その実施計画のうち新規事業及び主要な事業を抜粋したもの。